

## 平成21年度 沖縄県禁煙・分煙施設認定制度現況調査報告

### 1 目的

本県における健康増進法第25条に基づく受動喫煙防止対策を一層推進し、禁煙又は分煙の施設の拡大を図ることを目的とし、平成18年5月31日より沖縄県禁煙・分煙施設認定制度を適用しているところである。

そこで、すでに認定を受けている施設に対し、沖縄県禁煙・分煙施設認定制度実施要綱第4条に基づく認定要件の現況調査を行うことで認定要件の充足状況や、課題について把握し、今後の取り組みに資することを目的とする。

### 2 実施主体

沖縄県福祉保健部 国保・健康増進課

### 3 調査対象

平成19年度中に認定された施設（平成20年度中に新たに上位の認定を受けた施設を除き、平成18年度に認定されたが平成19年度新たに上位の認定を受けた施設を含む）

：62か所（内訳：敷地内完全禁煙認定施設 31、施設内完全禁煙施設 31、分煙認定施設 0）

### 4 実施時期

平成21年5月～6月

### 5 調査方法

#### （1）調査票の配布及び回収

県 国保・健康増進課から各認定施設あて調査票（別添）を郵送した。

各認定施設は、現況を記入し、管轄保健所へFAX又は郵送にて回答した。

最終回収率 100%

#### （2）調査票の提出

各保健所は集計表に入力後、調査票（写し）を添えて国保・健康増進課あて提出した。

### 6 調査項目

施設の現況について（問1及び問2）

### 7 調査後の現況確認・指導について

平成21年6月12日（月）までに回答のなかった施設については、管轄保健所から調査に対する協力依頼を口頭で行った。

その後、認定要件を満たしていないと推測される施設に対し沖縄県禁煙・分煙施設認定制度実施要綱第7条に基づき、保健所による現況確認を行い、必要に応じ指導を行った。

## 8 調査票の集計

施設の認定要件の現況についての集計を行い、認定要件を満たしていない場合の対策についてまとめた。なお、施設毎の結果の公表は行わないこととした。

## 9 調査結果

### (1) 認定要件の現況について

平成19年度に認定された施設62件は、全て認定継続であった（継続率100%）。

内訳は敷地内完全禁煙施設31件、施設内完全禁煙施設31件であり、分煙施設は対象施設がなかった。

### 1) 敷地内完全禁煙施設について

#### 「問1 施設の状況について」

##### ①施設の出入り口での敷地内禁煙の掲示について

回答対象の31施設全てにおいて掲示がなされていた(100%)。

##### ②敷地内での灰皿の設置について

回答対象の31施設全てにおいて灰皿の設置はなかった(0%)。

##### ③敷地内でのタバコの吸い殻状況

吸い殻が落ちていない施設は26件(84%)

吸い殻が落ちている施設は5件(16%)

であった。

吸い殻が落ちている施設の内訳は、学校(2)、病院・検診センター(2)事務所(1)である。

対策としては、

- 外部行事、施設利用等の際にも協力依頼している
- 職員全員が日頃から吸殻が落ちていないかをチェックする様に心掛けている。吸殻が落ちていれば拾い処理。敷地内禁煙についての資料配布を行う。(2施設)
- 少量だが、定期的に敷地内を巡回して対応している
- 夜間の社会人の使用団体に周知徹底を行っていく

との回答があり、「敷地内を定期的に巡回し、吸い殻が落ちている場合には拾い、敷地内禁煙についての周知や協力依頼を強化していく」とまとめることができる。

#### 「問2 タバコ自動販売機の設置の有無について」

回答対象31施設全てにおいてタバコ自動販売機の設置はなかった(0%)。

### 2) 施設内完全禁煙施設について

#### 「問1 施設の状況について」

##### ①施設の出入り口での施設内禁煙の掲示について

掲示がある施設は28件(90%)、掲示がない施設は3件(10%)であった。

掲示のない施設における対策として、2件は以下の対策を記入していた。

- 施設内禁煙ということを機会あるごとに学校便りやPTAに知らせている。

・門扉に表示を掲示したい

対策を未記入であった1件及び上記の2件については、掲示するよう管轄保健所が指導後、現況確認を行い認定が継続された。

②施設内での灰皿の設置状況

回答対象31施設全てにおいて灰皿の設置はなかった（0%）。

③施設の屋外での喫煙所の設置について

喫煙所の設置有りは16件（52%）、設置なしは15件（48%）であった。

④⑤で設置有りと回答した施設（16件）においての「施設内に煙が流れない対策実施の有無」について

対策を実施している施設は11件（69%）、対策を実施していない施設は5件（31%）であった。

対策を実施していない施設の今後の対応策としては、4件が以下の内容を記載していた。

- ・どうしても吸いたい人は出入り口から離れた場所で吸ってほしいとお願いしたい。
- ・施設より離れた場所に灰皿を設ける等の対策を講じる
- ・風向きによるため、灰皿を移動したり喫煙者への注意書きをする。
- ・きちんとした喫煙所を作る

また、対応策について記載のなかった施設1件を含む5施設に対して、管轄保健所が指導を行い、認定が継続されている。

「問2 タバコ自動販売機の設置の有無について」

回答対象31施設全てにおいてタバコ自動販売機の設置はなかった。

## 10 まとめ

平成19年度に沖縄県禁煙・分煙施設の認定を受けた62施設を対象に、現況調査を実施したところ、全施設が認定継続となった。

しかし、認定を受けた施設の中には、禁煙の掲示がない施設や、喫煙所からのタバコの煙に対する対策がとられていない施設がわずかではあるが見られた。

沖縄県禁煙・分煙認定施設については受動喫煙防止の重要性について再認識を促すと共に、タバコの害、受動喫煙防止対策について県民の理解や協力などを得てタバコ対策をより充実していくことが必要である。